

事業主の皆さん 償却資産の申告を

1月1日時点で市内に償却資産を所有している事業主は、固定資産税(償却資産)の申告が必要です。

申告書は12月中旬に送付します。新規開業などで届いていない場合は、問い合わせてください。新規で申告する人のみに「申告の手引」を同封しています。

※新規以外で「申告の手引」が必要な人は、市ホームページからダウンロードしてください。

今回から、償却資産の課税標準額が少額の人には、申告書を送付せず、申告案内のがきを送付しています。資産の増減や事業の廃止、住所氏名の変更があった場合は、市ホームページから様式をダウンロードし、申告してください。



市ホームページ

償却資産の申告については、「eLTAAX(エルタックス)」(地方税ポータルシステム)を利用した、インターネットによる電子申告を受け付けています。電子申告の利用開始には、eLTAAXホームページから利用届け

出(電子申告の申し込み)が必要です。詳しくは、eLTAAXホームページを確認してください。

☎ <https://www.eitax.lta.go.jp/>

●主な償却資産

構築物 駐車場の舗装・屋上看板
などの広告設備・門・塀・緑化
施設 など

機械および装置 工作機械・印刷
機械などの各種産業用機械・

駐車場機械装置 など

※太陽光発電設備は償却資産に当

てはまり、住宅用では受給最大
電力が10kw以上の場合、課税対
象となります(建材型ソーラー
パネルを除く)。

車両および運搬具 大型特殊自動

車(自動車税・軽自動車税の対
象になる乗用車・トラックなど
は除く)

工具・器具および備品 事務机・

事務椅子・陳列ケース・テレビ・
パソコン・プリンター・ルームエ
アコン・金庫・ゲーム機器 など

●申告期限 1月31日(水)

●問い合わせ先

◇償却資産について

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

◇eLTAAXについて

地方税共同機構

☎(0570)081459
☎03(5521)0019
※受付時間 午前9時〜午後5時
月・金曜日(土・日曜日、祝日、
12月29日〜1月3日を除く)

市内に固定資産を 持っている人へ

固定資産税は、毎年1月1日時点
の土地・家屋の所有者に対して課税
されます。固定資産税の適切な課税
のため、次に当てはまる場合は届け
出てください。

◆土地・家屋の所有者が亡くなった

◆家屋を取り壊した

※12月末までに法務局で登記手続き
をした場合は、届け出の必要はあ
りません。

●届出期限 12月22日(金)

●問い合わせ先

市税課固定資産税担当

☎(580)1829

12月25日(月)が 納期限です

- ◇固定資産税(第4期)
- ◇国民健康保険税(第7期)
- ◇介護保険料(第7期)
- ◇後期高齢者医療保険料(第6期)

延滞金は
年
8.7%

※令和5年の割合です。
※納期限の翌日から1カ月を経過す
る日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中
バーコードを読み込み、友だち追
加後に「受信設定」で通知を希望す
る税目を選んでください。

□座振替が便利

市ホームページで申し込めます。

※一部対応していない金融機関があ
ります。

●問い合わせ先

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832

